

入札公告等の概要(参考)

本資料は、本工事の入札公告に示した条件の概要や工事内容をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。

本工事の詳細な内容に関しては、公告文及び入札説明書等をご覧ください。

工事名	古河労働総合庁舎(23)建築その他工事
工事種別	建築工事
工事場所(都県)	茨城県
工事場所(市区町村)	茨城県古河市古河駅東部土地区画整理事業 154 街区 15 号、16 号、17 号、18 号、19 号、20 号、21 号、22 号、24 号
工事概要	敷地面積 2,781m ² 1. 建物 1) 庁舎 構造 鉄筋コンクリート造 地上4階 塔屋1階 建築面積 約 570m ² 延べ面積 約 2,180m ² 用途 庁舎 工事内容 新築 2) 車庫 構造 木造 平屋建 建築面積 約 60m ² 延べ面積 約 60m ² 用途 車庫 工事内容 新築 3) 自転車置場 構造 木造 平屋建 建築面積 約 20m ² 延べ面積 約 20m ² 用途 自転車置場 工事内容 新築 2. その他 工作物、外構、エレベーター設備 他
担当事務所	宇都宮営繕事務所
公告日/期限日/開札日	R5. 6. 1 / R5. 6. 27 / R5. 9. 12
工期	令和6年1月15日から令和7年5月30日まで (余裕期間: 契約締結の翌日から令和6年1月14日まで)
入札契約方式/落札方式	一般競争入札(標準型)/総合評価落札方式(技術提案評価型S型)(WTO)「技術提案評価型」

競争参加資格要件の概要	<p>等級(ランク)</p>	<p>関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200 点以上であること。</p> <p>（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けた者にあつては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が 1,200 点以上であること。）</p>
	<p>企業の施工実績等</p>	<p>平成20年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡し完了した下記（ア）の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。）</p> <p>（ア） 次の1から3の要件のすべてを満たす建築物の新築又は増築工事</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 建物用途 事務所、庁舎、類似施設又は複合用途施設 <ul style="list-style-type: none"> ・類似施設とは、事務室（上級室を含む。）、会議室、研修室（実験室を除く。）、これらに類する室及び付属する共用部の合計面積が全体の1/2を超える施設をいう。 ・複合用途施設とは、事務所、庁舎、類似施設部分の合計面積が全体の1/2を超える施設をいう。ただし、事務所、庁舎、類似施設部分の合計面積が、3. の延べ面積以上である施設でもよい。 2. 構造 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造 地上2階以上 3. 延べ面積 1,000㎡以上（建築物1棟における延べ面積とし、増築にあつては増築部分とする。） <p>ただし、申請できる同種工事の施工実績は1件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。また、軽微なもの（請負代金額が500万円未満の工事）は、実績として認めない。</p> <p>経常建設共同企業体にあつては構成員のうち1社が上記（ア）の施工実績を有し、他の構成員は下記（イ）の要件を満たす施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。）</p> <p>（イ） 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物の新築又は増築工事</p> <p>ただし、申請できる同種工事の施工実績は1件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。また、軽微なもの（請負代金額が500万円未満の工事）は、実績として認めない。</p> <p>上記（ア）、（イ）の実績が大臣官房官庁営繕部所掌の工事、地方整備局所掌の工事（地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局の発注した工事を含み、港湾空港関係を除く。）又は工事成績相互利用対象工事に係るものにあつては、評定点合計（工事成績評定通知書の記4. 成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあつては、修正評定点）をいう。）が65点未満のものを除く。</p> <p>なお、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。</p>

<p style="text-align: center;">配置予定技術者の 資格、工事経験等</p>	<p>次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を、当該工事に専任で配置できること。</p> <p>また、本発注工事は余裕期間を設定した工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期までの間は、主任（監理）技術者の配置を要しない。複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。</p> <p>1）主任技術者は、1級建築施工管理技士、2級建築施工管理技士（種別は建築に限る）、又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これらと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。</p> <p>①一級建築士の免許を有する者 ②二級建築士の免許を有する者 ③建設業法第7条第2号イ、ロで定める者 （イについては、建築学又は都市工学に関する学科を修めた者） ④これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者 ⑤本発注工事の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証を有する者 監理技術者にあつては、1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。</p> <p>⑥一級建築士の免許を有する者 ⑦建設業法第15条第2号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けた者 ⑧これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者</p> <p>2）1人の者が、平成20年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記(ア)の要件を満たす同種工事の経験を有すること。 （共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。）</p> <p>(ア) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物の新築又は増築工事 ただし、申請できる同種工事の工事経験は1件のみとし、これを超える件数の工事経験を申請した場合は、申請されたすべての工事を経験として認めない。また、軽微なもの（請負代金額が500万円未満の工事）は、経験として認めない。</p> <p>上記（ア）の経験が大臣官房官庁営繕部所掌の工事、地方整備局所掌の工事（地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局の発注した工事を含み、港湾空港関係を除く。）又は工事成績相互利用対象工事に係るものにあつては、評定点合計（工事成績評定通知書の記4. 成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあつては、修正評定点）をいう。）が65点未満のものを除く。</p> <p>経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社の主任（監理）技術者が上記(ア)の工事経験を有していればよい。</p> <p>なお、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事における経験のみ同種工事の経験として認める。</p> <p>3）監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。</p> <p>4）配置予定の主任（監理）技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を別記様式－1－1で求めており、その明示がなされない場合は入札に参加できない。詳細は入札説明書による。</p>
---	---